受付期間 10月1日(月)～31日(水)

# 来年４月からの保育所等利用申し込み

問い合わせ　子育て推進課　☎229-3167　FAX229-3451

### 保育所等とは

保護者が働いている場合や、病気などのために保育が必要と認められた小学校就学前の子どもに対し、保護者に代わって保育を行う施設です。

右ページ一覧にある保育所等を来年４月１日から利用したい人の申し込み受け付けを開始します。

※４月１日より後に利用開始を希望する場合は、利用開始希望日の２カ月前から受け付けます。

## 利用申し込みをするには

### 支給認定の申請

保育所等を利用する場合は、２号認定または３号認定の「支給認定」を受ける必要があります。

※１号認定を受けて認定こども園を利用する場合の申し込み方法は、広報津８月１日号をご覧ください。受付期間などが異なりますのでご注意ください。

### 支給認定区分の種類

| 認定区分 | 対象となる子ども | 利用先 |
|---|---|---|
| １号認定 | 満３歳以上で小学校就学前の子ども（２号認定を除く） | 市立幼稚園、新制度に移行した私立幼稚園、認定こども園（おおむね４時間の利用） |
| ２号認定 | 満３歳以上で保護者の就労や疾病等により保育を必要とする小学校就学前の子ども | 保育所、認定こども園 |
| ３号認定 | 満３歳未満で保護者の就労や疾病等により保育を必要とする小学校就学前の子ども | 保育所、認定こども園、地域型保育事業 |

### 保育必要量と保育利用時間

２号認定または３号認定を受けた場合、保育を必要とする事由や内容に応じて「保育必要量」が認定されます。認定された「保育必要量」によって、保育所等を利用できる時間が変わります。

| 保育必要量 | 利用可能時間（１日当たり） | 認定条件の例 |
|---|---|---|
| 保育標準時間 | 必要に応じて最長11時間（おおむね７時30分～18時）※保育所等により異なります。 | 月120時間以上の就労または介護・看護、就学、妊娠・出産、障がい・疾病、災害復旧により保育が必要と認められる場合 |
| 保育短時間 | 必要に応じて最長８時間（８時30分～16時30分） | 月60時間以上120時間未満の就労または介護・看護、就学、求職活動などにより保育が必要と認められる場合 |

## 提出書類と申し込み方法

### 提出書類

- 支給認定申請書
- 就労証明書など保育の必要性を確認するための書類(右ページ表参照)
- 保育所等利用申込書(続紙も含む)
- 意見書(支給認定を希望する子どもに障がいがあるなど配慮が必要な場合のみ)
- 平成30年１月１日現在に居住していた市町村が発行する平成30年度所得課税証明書(平成30年１月２日以降に津市に転入した人のみ)

### 申し込み

子育て推進課または各総合支所市民福祉課(福祉課)、各保育所等で配布する申込書類に必要事項を記入し、配布場所のいずれかに提出

### 受付期間

10月１日(月)～31日(水)

## 利用までのスケジュール

**9月** 申込書類の配布

**10月** 支給認定申請、保育所等利用申し込みの受け付け

**11月** 保育所等の利用に当たっての面接(日時と実施場所は、申込書類受け付け時にお知らせします)

**2月** 保育所等利用決定のお知らせ

**3月** 利用開始に伴う各保育所等での説明会